

愛媛大学図書館貴重図書等取扱要領

〔平成16年4月1日
附属図書館長決裁〕

(趣 旨)

第1条 この要領は、愛媛大学図書館（以下「図書館」という。）における貴重図書及び準貴重図書（資料及び収蔵品を含む。以下「貴重図書等」という。）の指定及び取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(指 定)

第2条 貴重図書の指定は、愛媛大学図書館貴重図書指定基準により愛媛大学図書館委員会の議を経て館長が行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、館長が貴重図書に準ずる取扱いをすることが適当であると認められたものについては、準貴重図書として取り扱うものとする。

(保 管)

第3条 貴重図書等の保管は、次の各号によるものとする。

(1) 貴重図書等は、貴重資料室において保管するものとする。

(2) 貴重図書等は、必要に応じ、帙、袋、箱等に収納の上、防湿等の措置を施して保管するものとする。

(3) 貴重図書等にラベルの貼付等を行う際は、書誌的に重要な箇所を避け、かつ原形を損なうことのないよう注意する。

(利 用)

第4条 貴重図書等の利用は、次の各号によるものとする。

(1) 貴重図書等は、原則として複製（電子的複製を含む。以下同じ。）し、利用に供するものとする。

(2) 貴重図書等の利用にあたっては、複製し公開された資料（電子的複製物を含む。）を閲覧する場合を除き、次条による利用申請を行い、許可を受けるものとする。

(利用申請)

第5条 貴重図書等の閲覧、複写、撮影、影印、翻刻、掲載又は出陳を願い出る者は、原則として利用日の1週間前までに利用申請書（別紙様式1）を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可の基準等)

第6条 館長は、前条による利用申請があった場合には、次の各号のいずれかに該当する場合、許可をするものとする。

(1) 学術研究又は教育に係る事業の用途に供することを目的とする場合

(2) 公共性のある報道機関の事業で館長が適当と認める場合

(3) その他館長が適当と認める場合

2 前項において、館長が学長の承認を要すると判断した場合は、事前に学長の承認を得るものとする。

3 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合、許可をしないものとする。

(1) 貴重図書等の保存に悪影響を及ぼすおそれがある場合

(2) 図書館業務の適正かつ円滑な運営をする上で不適当な用途に利用する場合

(3) 著作権、所有権、肖像権その他これに類するものを侵害するおそれがある場合

(4) その他貴重図書等の利用を許可することが適当でない場合

4 第1項の許可は、許可書（別紙様式2）を交付して行うものとする。

（許可の条件）

第7条 館長は、許可を行う場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 貴重図書等の利用は、図書館が指定する方法及び場所で行うものとし、指定された方法及び場所以外での利用を禁止すること。

(2) 複写又は撮影は、職員の立会いのもとに行い、資料を損傷しないよう特に注意すること。

(3) 利用目的以外に使用しないこと。

(4) 無断で再複製しないこと。

(5) 論文、著作物等への引用又は複写物の展示等には、図書館所蔵の旨を明示すること。

(6) 影印、翻刻、掲載により出版を行うときは、当該刊行物1部を図書館に寄贈すること。

(7) 撮影に伴うネガフィルム・電子データ等は、図書館に寄贈すること。

(8) 撮影で生成したデータ等は無断で改変しないこと。

(9) 貴重図書等を損傷した場合は、原状回復又は当該損害の額に相当する金額を弁償すること。

(10) 著作権に関する一切の責任を負うこと。

2 館長は、前項各号に掲げる条件のほか、必要と認める条件を付すことができる。

（利用料）

第8条 利用者は、利用料（複写料を除く。以下同じ。）を納付しなければならない。

2 前項の利用料の額は、別表の定めるところによる。ただし、復刻出版など館長がこれにより難いと認める場合は、当該利用の性質を勘案して利用料の額を別に定めることができる。

3 利用料は、原則として当該利用の3日前までに、本学の発行する請求書により本学が指定する銀行口座に納付しなければならない。

（利用料の返還）

第9条 既納の利用料は、返還しない。ただし、図書館の都合により、第6条の許可を変更又は取り消した場合は、利用料の全額又は一部を返還することができる。

（利用料の免除）

第10条 次の各号に該当する場合は、第8条第1項の規定にかかわらず、利用料を免除することができる。

(1) 国、地方公共団体、国立大学法人又は独立行政法人が行う学術研究、教育又は文化に係る事業の用途に供することを目的とする場合

(2) 学校又は本学の研究及び教育の用途に供することを目的とする場合

(3) 営利を目的としない学術研究又は教育に係る事業の用途に供することを目的とする場合

(4) 公共性のある報道機関の事業で本学の広報普及に役立つと認められる場合

(5) その他館長が特に認める場合

（損害弁償）

第11条 利用者は、貴重図書等を損傷した場合は、その損害を弁償しなければならない。ただし、館長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

（雑則）

第12条 この要領に定めるもののほか、貴重図書等の取扱いに関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年11月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年7月7日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

愛媛大学図書館貴重図書等利用申請書

平成 年 月 日

愛媛大学図書館長 殿

(申請者)

職業・所属

氏名 (代表者)

印

住所

氏名

愛媛大学図書館貴重図書等取扱要領第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 利用資料名及び利用箇所 (出陳の場合は数量も)

2. 利用の区分

[閲覧 複写 撮影 影印 翻刻 掲載 出陳]

3. 利用目的

(刊行物等への掲載等の場合)

出版物等の名称:

発行日・部数・掲載頁・発行頁・本体価格等:

(放送等の場合)

放送番組名:

放送日時:

(出陳の場合)

展示会等名称:

展示期間・主催者・展示場所・借受期間及び場所:

4. 利用日 (予定)

平成 年 月 日 時 ~ 平成 年 月 日 時

5. 利用の条件

- (1) 利用は、図書館が指定する方法及び場所で行い、指定された方法及び場所以外での利用はしない。
- (2) 複写又は撮影は、職員の立会いのもとに行い、資料を損傷しないよう特に注意する。
- (3) 利用目的以外に使用しない。
- (4) 無断で再複製しない。

(別紙様式2)

平成 年 月 日

殿

愛媛大学図書館長

愛媛大学図書館貴重図書等利用許可書

平成 年 月 日付けで申請のありました貴重図書等の利用につきましては、下記により許可します。

記

1. 利用資料名及び利用箇所

2. 利用方法

閲覧 複写 撮影 影印 翻刻 掲載 出陳

3. 利用目的

4. 利用日時及び利用指定場所

平成 年 月 日 時 ~ 平成 年 月 日 時

指定場所

5. 許可の条件

- (1) 利用は、図書館が指定する方法及び場所で行うものとし、指定された方法及び場所以外での利用を禁止する。
- (2) 複写又は撮影は、職員の立会いのもとに行い、資料を損傷しないよう特に注意すること。
- (3) 利用目的以外に使用しないこと。
- (4) 無断で再複製しないこと。
- (5) 論文、著作物等への引用又は複写物の展示等には、愛媛大学図書館所蔵の旨を明示すること。
- (6) 影印、翻刻、掲載により出版を行うときは、当該刊行物1部を愛媛大学図書館に寄贈すること。
- (7) 撮影に伴うネガフィルム・電子データ等は、愛媛大学図書館に寄贈すること。
- (8) 撮影で生成したデータ等は無断で改変しないこと。
- (9) 貴重図書等を損傷した場合は、原状回復又は当該損害の額に相当する金額を弁償すること。
- (10) 著作権に関する一切の責任を負うこと。

6. 利用料の区分

(1) 利用料免除

(2) 利用料 _____ 円

上記料金を別紙請求書により指定銀行口座にお振り込みください。

別表

貴重図書等利用料

1 写真撮影等に係るもの

区 分 等		利 用 料	
写真撮影	単片フィルム		※ 1点につき 4,320円
	マイクロ フィルム	50コマまで	1点(件)につき 4,320円
		50コマ毎(50コマ超)	〃 2,160円
映画撮影	TV撮影, ビデオ撮影含む		1点(件)につき 5,400円
模 写			1点1日につき 2,160円
模 造			1点1日につき 2,160円

※ 単片フィルムによる撮影の場合は, 図書等1点につき同一状態で
シャッター4回までを1点と数えるものとする。

2 デジタルデータの使用に係るもの

区 分 等		利 用 料	
単片フィルム		1点につき	3,240円
マイクロ フィルム	50コマ(カット)まで	1点(件)につき	3,240円
	50コマ(カット)毎(50コマ(カット)超)	〃	1,620円